

葛飾区花いっぱいレポーター設置要綱

平成26年11月13日

26・環環第1463号区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、花いっぱいのまちづくり活動に係るボランティア活動を行う花いっぱいレポーターについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 花いっぱいのまちづくり活動 景観や環境の改善、緑化推進、地域の活性化などを目的として、区内の駅前広場や幹線道路の沿道、公園や学校などの公共施設の花壇などにおいて、地域の住民や事業者などを主体に継続的に行われている、花や緑を植え、育てる活動をいう。
- (2) 花いっぱいのまちづくり専用ホームページ 花いっぱいのまちづくり活動に係る情報を発信することを目的として区が開設するホームページをいう。
- (3) 花いっぱいのまちづくり活動団体 花いっぱいのまちづくり活動を行う団体として区に登録されているものをいう。

(活動内容)

第3条 花いっぱいレポーターが行うボランティア活動は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの事項を取材し、毎月1回以上、花いっぱいのまちづくり専用ホームページの区が指定する箇所に入力すること。
 - ア 花いっぱいのまちづくり活動団体の活動等
 - イ 区内の花の開花状況等
 - ウ かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会の活動等
- (2) 前号に定めるもののほか、花いっぱいのまちづくり活動を取材し、随時花いっぱいのまちづくり専用ホームページの区が指定する箇所に入力すること。

(登録)

第4条 花いっぱいレポーターは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから区長が登録し、登録証を交付する。

- (1) 満18歳以上の区内に在住、在学又は在勤する者
- (2) 花いっぱいのまちづくり活動に興味と関心があり、前条に規定するボランティア活動を行うことができると区長が認める者

(3) 電子メールにより区とデータの交換を行うことができると区長が認める者

(定数)

第5条 花いっぱいレポーターの定数は、10名以内とする。ただし、区長が必要と認めるときは、10名を超えて登録することができる。

(任期)

第6条 花いっぱいレポーターの任期は、4月から翌年3月までの1年間とし、再任されることを妨げない。ただし、平成26年度に登録したレポーターの任期は、平成28年3月までとする。

(登録の取消し)

第7条 区長は、花いっぱいレポーターが次の各号いずれかに該当するときは、第4条の登録を取り消すことができる。

- (1) 花いっぱいレポーターから辞退の申出があったとき。
- (2) 病気その他の理由により第3条に規定するボランティア活動を行うことができないと区長が認めたとき。

(謝礼)

第8条 区長は、花いっぱいレポーターに対し、第3条第1項に規定するボランティア活動を行った月1箇月につき3,000円の謝礼を支払うものとする。

- 2 前項の謝礼は、4月から9月までの期間に行われたボランティア活動に対する謝礼については10月に、10月から3月までの期間に行われたボランティア活動に対する謝礼については4月に、花いっぱいレポーターからの請求に基づいて支払うものとする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 花いっぱいレポーターに関する庶務は、環境部環境課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、花いっぱいレポーターに関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年11月13日から施行する。